

○湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例施行規則

昭和43年3月15日  
規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、[湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例\(昭和37年湖南衛生組合条例第6号。以下「条例」という。\)](#)第21条の規定に基づき、[条例](#)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(昭57規則4・一部改正)

(給料の支給方法等)

第2条 給料の支給日は、その月の15日とする。ただし、その日が勤務を要しない日または休日であるときは、その日前のその日に最も近い勤務を要しない日または休日でない日とする。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、管理者は、非常災害、給与事務のふくそうその他の理由により、[前項](#)の支給日に支給することができないと認めた場合においては、別に支給日を定めることができる。

(昭57規則4・一部改正)

第3条 職員が、職員またはその収入によつて生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるため、[前条第1項](#)及び[第2項](#)に規定する支給日前に給料の非常時払を請求したときは、[条例第5条第7項](#)に規定する日割計算の方法により、その請求の日までの給料を[前条第1項](#)及び[第2項](#)の規定にかかわらず、請求のあつた日以降すみやかに支給する。

(給与簿)

第4条 任命権者は、職員に支給されたすべての支給を記録するため、職員給与簿を作成し、管理しなければならない。

2 [前項](#)の職員給与簿は、職員ごとに毎年作成し、5年間保存するものとする。

(扶養親族の認定等)

第5条 任命権者は、[次の各号](#)に掲げる者を[条例第6条](#)に規定する扶養親族として認定することができない。

(1) 年額110万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(2) 扶養手当またはこれに相当する給与を他の者が受ける原因となつている者

(3) 不具廃疾の場合は、[前2号](#)によるほか、終身労務に服することができる程度の者

2 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者を扶養親族として認定することができる。

(昭44規則1・平3規則1・一部改正)

第6条 [条例第7条第1項](#)の規定による届出は、新たに扶養手当の支給を受けようとする場合には、扶養親族届により、扶養手当の支給を受けている職員に[同条同項第1号](#)または[第2号](#)に該当する事実が生じた場合には、扶養親族異動届によりそれぞれ行なわなければならない。

2 任命権者は、[前条](#)の認定を行なうときその他必要と認めるときは、扶養事実を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

(給与の減額)

第7条 [条例第10条](#)に規定する給与の減額は、減額すべき事実のあつた日の属する給与期間(月の1日から末日までの期間をいう。以下同じ。)のものを、その給与期間または次の給与期間の給料支給の際行なうものとする。

2 やむを得ない理由により、[前項](#)に規定する時期において給与の減額をすることができない場合には、その後の給与期間における給料支給の際行なうことができるものとする。

3 [前2項](#)の場合において、一の給与期間における減額の基礎となる時間の合計に1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

4 給与期間において勤務すべき全期間が欠勤であつたとき、または減額すべき給与の額が、減額すべき事実のあつた日の属する給与期間において支給されるべき給料及び地域手当の額の合計額より大であるか若しくはこれに等しいときにおける減額すべき給与の額は、当該給与期間において支給されるべき給料及び地域手当の額の合計額とする。

5 任命権者は、[条例第10条](#)に規定する事実を記録するため給与減額整理簿を作成し、必要な事

項を記入し、保管しなければならない。

(昭44規則1・平18規則1・一部改正)

(給与の減額免除)

第8条 [条例第10条](#)の規定に基づく任命権者の承認は、別に定めるもののほか給与減額免除申請書により行なわなければならない。

2 任命権者は、[前項](#)に規定する給与減額免除申請書を整理し、保管しなければならない。

(超過勤務等勤務命令)

第9条 職員に超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の対象となる勤務(以下「超過勤務等」という。)を命ずるときは、超過勤務等命令書を用いて行なわなければならない。

2 任命権者は、その命令の範囲内において職員が超過勤務等を行なったことを確認し、[前項](#)に規定する超過勤務等命令書を整理し、保管しなければならない。

(時間外勤務手当の支給割合)

第10条 [条例第11条](#)に規定する割合は、[次の各号](#)に掲げる勤務の区分に応じて、[当該各号](#)に定める割合とする。

(1) [条例第11条第1号](#)に掲げる勤務 100分の125

(2) [条例第11条第2号](#)に掲げる勤務 100分の135

(平6規則1・追加)

(休日勤務手当の支給割合)

第11条 [条例第13条第2項](#)に規定する割合は、100分の135

(平6規則1・追加)

(休日給及び夜勤手当)

第12条 [条例第12条](#)に規定する夜勤手当及び[条例第13条](#)に規定する休日勤務手当は、休憩時間及び睡眠時間を除く実働時間に対して支給する。

(平6規則1・旧第10条下)

(超過勤務等の勤務時間の集計)

第13条 超過勤務等の勤務時間数は、一の給与期間に係るものを手当の種類、支給割合の区分ごとに集計するものとし、その集計時間数に1時間未満の端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間とし30分未満のときは切り捨てる。

(平6規則1・旧第11条下)

(端数計算)

第14条 [条例第16条](#)に規定する勤務1時間当たりの給料等の額並びに[条例第11条](#)、[第12条](#)及び[第13条第2項](#)に規定する勤務1時間当たりの給与額の[第10条](#)及び[第11条](#)に定める割合を乗じて得た額を算定する場合において、円位未満の端数を生ずるときは、その端数が50銭以上のときは1円とし、50銭未満のときは切り捨てる。

2 [条例第6条の2第2項](#)、[第16条](#)及び[第19条第2項前段](#)に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって地域手当の月額とする。

(昭44規則1・一部改正、平6規則1・旧第12条下・平18規則1・一部改正)

(管理職手当支給の制限)

第15条 管理職手当は、職員が病気その他の事由により月の1日から末日までの間の勤務を要する日の全日数にわたって勤務しなかつた場合は支給することができない。ただし、[条例第5条第4項](#)の場合及び公務上負傷し又は疾病にかかり[条例第10条](#)の規定に基づいて勤務しないことにつき承認があつた場合はこの限りでない。

(平6規則1・旧第13条下)

(期末手当基礎額等の加算)

第16条 [条例第18条第4項](#)に規定する「規則で定める職員」並びに「職員の区分」及び「割合」は、[別表第1](#)に定めるところによる。

2 [前項](#)の規定は、[条例第19条第2項](#)に規定する勤務手当基礎額について準用する。

(平3規則1・追加、平6規則1・旧第14条下)

(復職時等における給料月額の調整)

第17条 [条例第5条の2](#)の規定による職員の給料月額の調整を行う場合には、休職の期間を休職期間等調整換算表([別表第2](#))により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして昇給の

場合に準じ、復職の日(再び勤務する場合を含む。)又は復職の日以後別に定める昇給の時期において、その者の給料月額を決定するものとする。

(昭52規則5・追加、平3規則1・旧第14条繰下・一部改正、平6規則1・旧第15条繰下)

付 則

- 1 [この規則](#)は、公布の日から施行する。
- 2 [この規則](#)施行の際、すでに届出のあつた扶養親族届及び扶養親族異動届は、それぞれ[この規則第6条](#)の規定に基づいてなされたものとみなす。

付 則(昭和44年5月20日規則第1号)

- 1 この規則は、昭和44年4月1日から適用する。

付 則(昭和52年12月19日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。

付 則(昭和57年4月1日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成3年3月15日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

付 則(平成6年3月31日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の湖南衛生組合一般職の職員の給与に関する条例施行規則の規定は、平成6年4月1日から適用する。

付 則(平成11年3月24日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

付 則(平成18年2月17日規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表第1(第16条関係)

(平11規則1・全改)

職務加算表

職員の区分	割合
職務の等級が1等級の職員	100分の20
職務の等級が2等級の職員	100分の15
職務の等級が3等級の職員	100分の10
職務の等級が4等級の職員	
職務の等級が5等級の職員	100分の5
職務の等級が6等級の職員のうち、基準日の属する年度の4月1日現在、24号給以上の職員	

別表第2

(昭52規則5・追加、平3規則1・旧別表・一部改正)

休職期間等調整換算表

事由	換算率	
地方公務員法第28条第2項第1号による休職	公務上の負傷又は疾病によるもの	3/3以下
	公務外の負傷又は疾病によるもの	1/3以下
地方公務員法第28条第2項第2号による休職(無罪判決を受けた場合に限る。)	3/3以下	